

門真市附属機関に関する条例施行規則

平成25年 3 月29日門真市規則第16号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 条例別表 1 の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

(委嘱又は任命)

第 3 条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等及び副会長等)

第 4 条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前 2 条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

(関係者の出席等)

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月29日門真市規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会の委員の任期は、この規則による改正後の門真市附属機関に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条及び別表門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会の項委員の任期の欄の規定にかかわらず、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

3 この規則の施行の日以後最初に委嘱される門真市地域包括支援センター運営協議会の委員の任期は、新規則第2条及び別表門真市地域包括支援センター運営協議会の項委員の任期の欄の規定にかかわらず、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

別表（第2条―第4条関係）

名称	組織	委員の 定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当 機関
門真市地域包 括支援センタ ー運営協議会	会長 副会長	12人以 内	(1) 学識経験者 (2) 保健・医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 介護保険の被保険者を代表する者 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が 必要と認める者	3年	保健福祉 部高齢福 祉課